

高子事第112号
令和2年4月22日

保護者 各位

高槻市子ども未来部
部長 万井 勝徳

新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育園等への登園自粛について（再要請）

保護者の皆様におかれましては、この度の新型コロナウイルス感染拡大防止に際しまして、家庭保育にご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染状況に関しましては、新規感染者が全国的に急増するなど依然として予断を許さない状況です。このような厳しい状況下でより一層の登園自粛のご協力を要請せざるを得ない状況となっております。

つきましては、今後保育が必要な方には、各施設・事業所に別紙「保育利用申出書」をご提出頂き、各施設等で保育が必要と認められた方に限り、保育の利用を可能とする取り扱いを行いたいと考えておりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 登園自粛要請期間（保育利用申出による保育の実施期間）

令和2年4月24日（金）から令和2年5月6日（水）まで

※緊急事態宣言の発出状況により期間が延長されることがあります。

2 家庭保育が困難と認められる方の例示

（1）医療従事者

（2）警察、消防、保育施設、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するための業種に従事する方

（3）その他ひとり親家庭などで仕事を休むと就業継続が困難になるなど、やむを得ない理由により家庭保育が困難と認められる方

3 保育利用申出書提出先

保育が必要な場合には、各施設に直接ご提出ください。

※「保育利用申出書」については、市ホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。